

令和6年第4回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録

1. 開催日 令和6年12月20日（金）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和6年12月20日 午前10時00分
4. 本日の会議に付した事件
  - 日程第1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第2 会期の決定について
  - 日程第3 代表理事挨拶
  - 日程第4 一般質問
  - 日程第5 議案第9号 令和5年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第6 議案第10号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
  - 日程第7 議案第11号 有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
  - 日程第8 審査事項の付託について
5. 閉 会 令和6年12月20日 午前11時30分
6. 会議録署名議員 3番 木村 誠一 12番 西田 恵介

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	荒尾市長 浅田敏彦
副 代 表 理 事	玉東町長 前田移津行
理 事	玉名市長 藏原隆浩
理 事	南関町長 佐藤安彦
理 事	長洲町長 中逸博光
理 事	和水町長 石原佳幸
監 査 委 員	近藤克也

	職	氏 名
事務局	事 務 局 長	松野成剛
	事 務 局 次 長	城戸正令
	総 務 課 長	隈部啓司
	介 護 保 険 課 長	門前秀秋
	業 務 管 理 課 長	浦田武男
	クリーンパーク施設長	中村淳児
	第1衛生センター施設長	福島力男
	総務課財政係長	長田修平
消 防	消 防 長	村上和浩
	消 防 次 長	坂井昭宏
	総 務 課 長	西村澄生
	予 防 課 長	川富伸二
	消 防 課 長	池田隆昭
	指 令 課 長	村上重徳
	荒尾消防署長	帆足訓宏
	玉名消防署長	平本正義
	総務課長補佐	志水史貴

8. 出席議員（16名）

番 号	氏 名
1 番	古 城 義 郎
2 番	前 田 裕 二
3 番	木 村 誠 一
4 番	野 田 ゆ み
6 番	立 川 信 之
7 番	一 瀬 重 隆
8 番	北 本 将 幸
9 番	中 尾 嘉 男
10番	功 刀 圭 一
11番	林 和 廣
12番	西 田 恵 介
13番	杉 村 博 明
14番	松 井 一 也
15番	濱 崎 久
16番	亀 崎 清 貴
17番	坂 本 敏 彦

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	長 田 享
記録	松 下 未 希

開会（午前10時00分）

**議長** おはようございます。ただいまから、令和6年第4回有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従い、ただちに会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員につきましては、3番木村議員、12番西田議員、以上、兩名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」お諮りいたします。会期は本日12月20日の1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は本日12月20日の1日限りと決定いたしました。

日程第3「代表理事挨拶」をお願いします。

浅田代表理事。

**浅田代表理事** おはようございます。代表理事を務めております浅田でございます。

本日は、令和6年第4回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中にも関わらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年組合定例会も、本会議を残すのみとなりました。議員各位におかれましては、1年に渡り、組合運営に際しまして、慎重なる御審議を賜りましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今年1年を振り返りますと、元旦の石川県能登半島や8月の宮崎県日向灘におきます大規模地震が発生し、加えて記録的な猛暑が続きまして、改めて自然の驚異を実感し、防災・減災対策の必要性を強く認識する年となりました。

今後におきましても、自然災害の激甚化が予測されますことから、2市4町の住民の皆様の安心・安全を守る責務を担う立場といたしまして、より一層の組合事業の推進を図っていく所存でございますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に上程をいたしますのは、「令和5年度組合決算の認定について」が1件、「総合事務組合規約の一部変更について」が1件、及び、「令和6年度一般会計補正予算」が1件の計3議案でございます。

各議案の説明等につきましては、事務局及び消防より説明をいたさせますので、議会におかれましては、上程いたしております議案につきまして、慎重なご審議を賜り、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。招集にあたりましてのご挨拶にさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

**議長** 日程第4、これより「一般質問」を行います。一般質問については、15番濱崎議員より通告がっております。濱崎議員の質問を許します。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** 15番濱崎久でございます。9月の定例会の通知が一般質問通告期限の定刻を過ぎた後に配達を受けましたので、一般質問の通告ができませんでした。そこでこんなことがあってはならないと議会運営委員長より関係者へ抗議を要請したところでもあります。その後これに関しましては中間報告等を受けたところでもあります、そういう事情で質問としてはいささか時期を逸しているところではありますが、今回一般質問を致すところでもあります。

質問事項といたしまして定年による退職の特例についてお伺いいたします。1つ有明広域行政組合職員の定年等に関する条例により令和5年4月から令和6年3月31日まで前局長の定年延長が実施されました。これは、クリーンパークファイブの工事が令和5年12月に着工するからとの説明がなされましたが、前局長在職中にオープンいたしました第1衛生センターリニューアル工事は他の範とするものではありませんでした。欠陥工事だったと呼ぶべきではないでしょうか。かかることからこのような局長を、特例をもって定年延長をする特別の事情があるとすれば、その具体的な内容の説明を求めるところでもあります。前局長時代にオープンいたしました第1衛生センターリニューアル建設は当初の予定より大幅な変更がなされました。地中の異物の存在を確認しなかったことによる初歩的な失敗により、配管工事など設計変更と工事変更、工期にも支障をきたしました。これらの変更は存在する図面が示すように誰が考えても事前に認識されているものであります。工事着工前にそもそも図面設計する以前の常識的な認識の問題であります。リニューアル工事の一丁目一番地の初歩の問題であります。誠に恥ずべき公共工事の杜撰さを露呈されました。公用として存在する図面を確認しなかった言い訳のできない幼稚なミスであります。存在する図面を見れば一目瞭然わかるものです。第1衛生センターのリニューアル建設は約半年間の工期延長がなされました。その原因は新棟を建設する予定地の地中に旧建築物が存在していることでもあります。し尿3割、浄化槽7割の膜処理、新棟建設に支障があるのです。この落成式の局長が前局長であります。当然最高幹部の意見具申の立場にあるものとして、旧図面の検証をすべきものであります。公共工事をいわずらに遅らせたことは誠に遺憾であり、大きな責任問題があります。こうした失敗の当事者、落成時から事務局長として勤務した人を特例的な定年延長した特別な事情とはどんなものか、具体的に説明を求めます。

2点目、再任用職員の現在の職務内容と採用の過程についてお示しをいただきたいと思えます。以上質問いたします。

**浅田代表理事** 議長。

**議長** 浅田代表理事。

**浅田代表理事** 代表理事としてお答えをいたします。前局長の1年定年延長の件に関してでございますが、この件に関しましては理事会において審議をした結果として1年の定年延長をお願いした経緯もございますので、私の方からご説明したいと思いますけれども、まずなぜ定年延長をしたかということについてでございますけれども、ご存知のように前局長は6年間局長としての実務を経験をされて豊富な知識、それから経験を有している職員でございました。そういう中で定年後の組合の新体制、新局長を含めてそういった幹部職員の人材育成・指導・養

成、そういう観点から十分な経験がない中でのそういった新体制というのは若干不安もあるということもあって、ぜひ前局長には1年間残っていただいて、そういった職員の指導監督・育成にご尽力いただきたいということで理事会の決定を持ってご本人に打診をしたところ承諾をしていただけましたので、1年間定年を延長したという経緯がございます。

それから2点目のご質問に関しましては、定年延長の特例の具体的な制度の内容、あるいは運用についての説明については事務局から答弁いたしますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

**城戸次長** 議長。

**議長** 城戸次長。

**城戸次長** 濱崎議員の一般質問にお答えしたいと思います。初めに質問の要旨に記載してございます①については私の方からご説明をさせていただきます、②については限部総務課長よりご説明をさせていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

初めに①の質問でございます。質問の要旨といたしましては定年延長がなされた特別な事情があるとする具体的な内容を伺うという質問でございます。定年延長につきましては組合の定年等に関する条例第9条に管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例が定められております。内容といたしましては任命権者は次に掲げる事由があると認める時は当該職員が占める管理職にかかる異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で当該職員の異動期間を延長し、引き続き当該管理職を占める職員に当該管理職を占めたまま勤務させることができるという規定がございます。また同条の第3号におきまして当該職務を担当するものの交代が当該職務の遂行上重大な支障があると特別のあるとの特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じることと規定がなされており、このような場合は特例により定年を延長し1年を超えない範囲内で最長3年までは可能とされております。このことから現在行っているクリーンパークの基幹改良工事におきましては、総事業費40億950万円と多額の費用を要する事業でございます。本事業は第1に地域住民の皆様の生活環境保持に直結する重大な事業であることから、組合の最重要課題と位置付けられております。また第2に令和5年度12月の工事着工までの期間においてクリーンパークファイブと東部環境センターのゴミの相互間利用という重要な課題が令和5年度は残っております。そしてまた前局長にあつては延長を含め6年という長期にわたり局長職を務められ、特に組合の最重要課題であったクリーンパークファイブの改良工事においては自ら先頭に立って人材育成の観点から多岐に渡って業務に携わっていただきまして、我々職員にご指導をいただきました。結果として円滑にクリーンパークファイブの延命化工事に着手することができたことに対しましては、我々現局長をはじめ我々としても大変感謝を申し上げているところでございます。よって今回まず特別の事由ということでございますが、先ほど申し上げました通り、本件は組合の最重要課題に位置付けられているクリーンパークファイブの事業があること、それと令和5年度においてはクリーンパーク・東部環境センターにおけるゴミの相互間利用があったこと、そして最後に職員の人材育成および知識の継承などの観点か

ら理事会におかれましては1年の定年延長を含めたところで総合的に検討された結果、この対応がなされたという風に考えるところでございます。また本件につきましては県の方にも確認をさせていただいております。判断といたしましては特例任用については基本的な各自治体の判断によるもので、組合の方で定めている条例に基づいて特別な事情として認められる理由があったのであれば特例任用をすることができるという判断はいただいております。そして先ほど第1衛生センターの件について議員よりご質問がありましたが、確かに第1衛生センターリニューアル工事においては平成28年に発注を行い、平成31年度に完成をしております。その際、議員のご指摘の通り工期内において地下に旧施設が浄化槽が埋設されているのが発見され、その対応として工期の延長をした経緯がございます。また関係文書の保管に対しても議員よりご指摘を受けたところでございます。当時の前局長の役職につきましては平成28年度当時、要は実施設計を行った当時は次長兼総務課長という立場でございます。よって当時の局長という立場ではありませんでしたが、工期延長ということに至ったことについては当時の局長と同様に我々も含めて一旦の責任はあるという風に考えますが、定年延長にかかる任用については5年間の局長を務められた実績を踏まえ、理事会が総合的に判断されたのではないかと考える次第でございます。以上でございます。

**隈部総務課長** 議長。

**議長** 隈部総務課長。

**隈部総務課長** 事務局総務課長の隈部でございます。ただいまのご質問にお答えいたします。組合における職員の再任用の過程についてでございますが、先ずもって組合再任用の採用と職務内容についてご説明させていただきます。組合職員の任命権は代表理事が有しており、会計年度任用職員を除く事務局職員の任命については有明広域行政事務組合事務局事務決裁規定において代表理事の専決事項に該当するところでございます。そのような中、再任用対象者はまず有明広域行政事務組合年齢60歳役職定年を迎える職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する規則第4条の規定により、再任用を希望する意思があるかどうかを定められた期日までに書面により願い出る必要がございます。その後、申し出があった職員については定年者退職者等の暫定再任用に関する規則第3条及び地方公務員法第13条における平等取扱いの原則に基づき、任用の是非について選考を行います。選考の基準といたしましては在職期間における勤務実績、健康状態、行政需要等を総合的に勘案し、任用・不任用を決定いたします。これまでの精査を行い最終的には理事会の承認を持って翌年度の任用を決定するという運びとなっております。また組合における令和6年度時点の任用状況についてでございますが、再任用職員は事務局において3名が在籍しております。職務内容については係長級職員としてこれまでの長年の実務経験を生かした方針の指導に努めていただいているところでございます。事務局におきましては構成市町も同様かとは存じますが、中間役職を担う年齢層の職員が他の年代の職員に比べて少なくなっております。現在において36名の正規職員の年齢構成については50代の職員が12名、40代の職員が3名、30代前半の職員が10名、20代の職員が11名であり、先ほど申し上げましたように40代の職員が不足している状況がわかると思いま

す。ほぼ全ての係長職員が係長職を兼務するなど業務を遂行していく上で負担は大きくなっていることが実情としてございます。そのような中、定年退職をされた後の職員が再任用を希望された際には、経験が浅い中間管理職級の職員のサポートと若手の育成という組合の今後を担う橋渡し役として職務に従事しているところでございます。本来であれば私どもも管理職員の仕事であるべき部分も多く含まれていることは重々承知しておりますが、適正適所の考えの中、理事会の方針に基づき、このような制度を行わせていただいております。ちなみに前局長におかれましては現在会計室長として係長級の職務に従事していただいているところでございます。以上でございます。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** 答弁は規則規程これに関することは私も見ておりますので、そういった説明はいらんです。まず1点目からお尋ねいたします。端的にお伺いいたします。クリーンパークファイブ基幹的設備改良工事に関するインフレスライド請求に関係があるのではございませんか。この改良工事は当初請負金額が約40億円で行われました。その後変動額が1億数千万円となっておりますが、これが前局長でないとか何か特別の事情があるのではありませんか。お伺いいたします。

**城戸次長** 議長。

**議長** 城戸次長。

**城戸次長** 濱崎議員のご質問にお答えいたします。インフレスライド請求につきましては本年度の6月の28日に申し出がカナデビアよりあっておりますので、前局長におかれましてはインフレスライドとの関係はございません。以上でございます。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** それを予測しての定年延長じゃなかったのかと思ったものですからお尋ねいたしました。第1衛生センターの工事失敗について、検証や責任の所在について住民は不審を抱いています。結果はどうなっているのでしょうか。1つ、第1衛生センター建設時の設計図は公用書ではありませんか、保管はどのようにされておりますか、お尋ねいたします。

**浦田業務管理課長** 議長。

**議長** 浦田業務管理課長。

**浦田業務管理課長** 業務管理課長の浦田と申します。ただいま濱崎議員からご質問がありました議事録・図面等につきましては、第1衛生センターで保管されているところであります。以上でございます。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** 質問をよく聞いていただきたいんですが、この衛生センターの第1衛生センターの工事失敗について検証や責任の所在はどうなっているか、その結果はどうであるかということ

を聞いております。

**城戸次長** 議長。

**議長** 城戸次長。

**城戸次長** 濱崎議員のご質問にお答えいたします。まず第1衛生センターのリニューアル工事に伴います工期の延長、そして文書管理等のご質問について今行っている対応についてでございます。まず文書管理につきましては濱崎議員より以前ご指摘を受けまして、その分について我々としても本当に議員にご指摘をいただきまして感謝を申し上げるところでございますが、その分については先ほど業務管理課長より答弁がありましたようにこちらの方で指摘後に保管をちゃんとしているところでございます。また今回のその当時の責任の所在についてのご質問でございますが、これについては先ほども少し触れさせていただきましたが、この工期の延長に至ったことについては当時の局長をはじめ、我々も含めまして一旦の責任はあるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** 今理事長お聞きの通りですよ。検証もしていなきゃ責任の所在も明確でない。考えているということはもう時間的に随分経っていますからね。こういう結果なんです。局長の定年は令和5年3月ですよ。クリーンパーク着工は12月です。約9ヶ月あるんですよ。普通のサイクルから行きますと上司が定年でやめた場合は、次次長が局長となって、そしてその采配はする、これが普通のルールじゃないんですか。その次長では駄目だった理由というのは何でしょうか。普通のサイクルを逸脱してまで前局長を定年延長してまで残しておかなければならぬ、その理由は何だったんでしょうか。今の第1衛生センターの失敗については検証もしていませんよ。責任もとっていませんよ。その局長を再任してサイクルを変えてその局長を再任する、その理由は何でしょうか。いわゆる普通のサイクルだったら上司が定年したら次の次長が局長になって、そして采配を振るはずですよ。しかも3月に定年してそして12月にクリーンパークの着工でしょ。9ヶ月間あるんですよ。その9ヶ月間ある、その次長を局長にしないで前局長を残す、いわゆる次長で駄目だった理由は何ですか、お伺いいたしますけど。

**議長** ここでしばらく休憩いたします。

---

休憩 午前10時32分

再開 午前10時37分

---

**議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅田代表理事。

**浅田代表理事** 私の方からお答えをいたします。クリーンパークファイブまでの業務期間が9ヶ月しかなかったからというご指摘がございましたけれども、理事会としての判断は当時の次長を事務局長に昇格させるかどうかについては、当時の判断ではまだ経験を含めて時期尚早で

はないかというのが理事会としての判断だったということでございまして、その点ご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、何より人事に関しましては理事会の専決事項でございますので、どうかご理解をいただきたいという風に思っております。以上でございます。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** 浅田理事長も当時の理事長じゃないからなかなか答弁も苦しいところでありましょうけど、やはりルールはルールとして守っておくべきだと思うんですよ。今答弁を聞いておりますと今新局長になっている次長が的確に育っていないというようなニュアンスに私はとるわけですけどね。いわゆる局長としてまだ育っていないというような言い方のように私はとるわけなんです。そういうことではだめだと思うんですよ。ルールはルールとして守っておくべきと、それではその後その局長が定年延長を退職されたということであるならば私は質問をいたしません。その定年延長1年してそのままの局長の給料でそのままのベースで上がってきて定年延長を1年もそのままの給料で上がってきて、そしてその後定年延長後に再任用されているでしょう。1年後に再任用をされるのであれば定年延長しなくて再任用で良かったんじゃないんですか。この次長が局長になり、定年延長しなくて再任用とは通してした場合の給料の差額はどのくらいになりますか。

**隈部総務課長** 議長。

**議長** 隈部総務課長。

**隈部総務課長** 濱崎議員の再質問にお答えします。人件費につきましては4割相当となっております。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** 金額的になりますと職員の最高級の給料で定年延長されたわけですよ。特例による定年延長後、現在再任用をされておりますが、それなら特例延長しなくて初めから再任用で良かったのではありませんか。初めから再任用としておけば40数万円の高級の給料をおそらく職員の最高の給料と思いますよ。その給料を支出しなくてすんだんではないかと思うんです。その金額から行きますと若い大卒者を複数採用可能の金額であります。2市4町の負担金といえど、もとは住民の税金、国民の税金です。一考の余地があったのではありませんか。お伺いいたします。

**浅田代表理事** 議長。

**議長** 浅田代表理事。

**浅田代表理事** 冒頭申し上げましたように局長としての任期の延長につきましては、次の次長の人材育成・指導、そういった観点からの延長の部分がございますので再任用という立場になってしまうと、なかなかそういった次長の指導という形は難しいかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** なかなか先ほど申しましたように当事者の当時の理事長でないから苦しい答弁になるかと思えますけれど、次の局長が新しい局長をそれはできるんですよ。その任務が定年延長して前局長が辞めた後、新しい局長になったら新しい局長にその権限があればできるんですよ。そうでしょう。いわゆる私が言っておりますのはそういう風な馴れ合い的な組合の体制ではないと私は思うんです。過去にも給料の組合の不祥事からみ職員まで巻き込んだ事件が発生いたしました。し尿収集の不正事件であります。平成元年10月16日から19日、違反がこの組合でも指摘されております。しばしも提出は10月27日であります。内容を申しますと長洲の住民のし尿の排泄量は当時の2市8町の玉名郡内において平均の倍になっているんです。排出量が倍、それと有明広域組合外いわゆる山鹿のし尿をこの玉名郡の2市8町の組合に投入しているんです。他市町のし尿をこの組合の中で処理しているんです。そして日程表、何月何日がどういう風にし尿を汲み取り、どういう風に処理したか、この日程表の不正取扱いに職員が加担し現在の業者の社長が関係しとるんです。

**議長** 濱崎議員に申し上げます。通告に関する内容をしてください。

**濱崎議員** しかもそういうような不正があったものをこの組合の議事録をご覧くださいますと分かりますように、これは長洲の問題じゃないかというある理事の記録が載っております。組合全体として組合の中の経費を組合の金を不正に業者が受け取っておるのをこれは長洲の問題じゃないか、そういうようにして理事間において馴れ合いがなされている、こういう事件があるからその都度度々こういうことについて私は質問をしているんです。これを言いますと近くでは消防関係があったし、これは理事の皆さんも執行部の皆さんもご存知のことでしょう。ようやく今の消防長に代わってから現在まで歩いておりますが、こういうような不祥事が複数回出ているんですよ。ですから私はこういう冗費は使うべきでないと考えているからこそ質問をしているんです。

それでは2点目にお尋ねいたします。再任用の職務の内容、これは会計室長ということでありましたが、会計室長というのは会計を司る事務の中のトップということでありますかどうかお伺いいたします。

**隈部総務課長** 議長。

**議長** 隈部総務課長。

**隈部総務課長** 濱崎議員の先ほどの再質問にお答えします。会計室長のその上には会計管理者という立場の今事務局長の方が会計管理者も兼任されておりますので、事務局長が兼任されております。以上でございます。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** いわゆる会計室長、入り口には会計責任者となってまいりますが、会計に対するトップのところですよ。いわゆる定年延長時会計室長兼務ということであるなら、それは別ですけれども定年延長すんだ後、所謂再任用になつとるわけでしょう。再任用している人に70

数億の組合のお金を全部任せるということは適当なんですか、お伺いいたします。

**松野事務局長** 議長。

**議長** 松野事務局長。

**松野事務局長** 事務局長の松野でございます。今の隈部総務課長からも答弁がありましたように私の方が会計管理者を兼務いたしております。最終的には70億の予算の支出についても最終的には会計管理者の決裁を持って支出を行っているような状況でございます。以上でございます。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** 70億からの会計責任者として再任用をしなければならない有明広域の会計のあり方とはどういうものですか。現職の職員では仕事のできるものがないということですか。それともクリーンパークファイブ改良工事の会計処理と何か関係があるのですか。以上お伺いいたします。

**松野事務局長** 議長。

**議長** 松野事務局長。

**松野事務局長** 濱崎議員の再質問にお答えいたします。クリーンパークの会計処理とは全く関係がありません。それも含めたところで事務を行っていただいております。それと会計室長ということであれば係長職でも該当しますので、若手職員の育成にもついてその辺の指導も行っていただいているような状況でございます。以上でございます。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** 私が言っているのは再任用の職員に、言うならば現職の職員じゃないでしょ。再任用の職員に70数億からの金も委ねていいのかと、本来なら再任用の職員というのは現職の職員の補佐・補助に回るべきじゃないんですか。それを70数億、この有明広域行政の70数億の金を管理する、その収入支出するその責任者に再任用の職員でいいのですかと聞いているんです。本来なら現職の職員を置くべきではないんですかとお伺いしているんです。

**城戸次長** 議長。

**議長** 城戸次長。

**城戸次長** 濱崎議員のご質問にお答えいたします。そのことにつきましては先ほど隈部課長よりご説明が少しありましたけれども、要は係長職に関する今の組合職員の現状としましては現在3名しかおりません。そのような中、現行といたしましては、確かに先ほど濱崎議員がおっしゃるように本来であれば職員が担うべきかもしれませんが、今の組合の実情を踏まえたところで再任用職員に会計室長をからっていただいているというのが今の組合の現状ですのでご理解のほどいただきたいと思っております。以上でございます。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

(議長、まとめてもらわんですか)

**濱崎議員** そういうことは組合の内部のことですよ。内部のことですからこっちに答弁として聞くわけにはまいりません。そういうことも含めてこの組合の理事会の中で先ほど申しましたし尿の処理の問題、これも正しい検証がなされていないと思いますよ。なぜならし尿の2倍に料金を徴収したその業者はそのままその2倍はもらったままになっているでしょう。いわゆる住民の税金は過剰にその業者に支払われたという結果になっているわけなんです。後ろからやじもありましたけれども、皆さんの考え方は理事長以下執行部の中において、こういう不正があったことを教訓として今後行政を進めていただきたい、こういう気持ちから私は質問しているんですよ。その後も消防の問題が出たでしょ。この問題におきましても先ほども新局長を採用しないでその金額を大学卒業の新卒を採用するのなら複数の職員が採用されますよ。その金額ですよ。そういう冗費は支出すべきではないと、私は理事長以下執行部に至るまでこういう反省をしっかりといただいて、今後1つの指摘もされないような、そういうこの有明広域行政事務組合であってほしいと思うものです。最後に理事長の決意をお伺いいたしまして終わります。

**浅田代表理事** ご指摘の点も含めて理事会一丸となって適切に対応して参りたいと思っております。以上です。

**濱崎議員** 終わります。

**議長** 以上で濱崎議員の質問は終わりました。一般質問中、執行部側の答弁において、一部個人の名前、不適切と思われる発言については、後日会議録を審査し、議長において善処いたします。これをもちまして、一般質問を終了いたしました。

ここで10分ほど休憩をいたします。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時7分

---

**議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第9号「令和5年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

**松野事務局長** 議長。

**議長** 松野事務局長。

**松野事務局長** 改めましておはようございます。事務局長の松野でございます。提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

日程第5、議案第9号、令和5年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものとする。

令和6年12月20日提出、有明広域行政事務組合代表理事浅田敏彦。

議案書の 8 ページをお願いいたします。

令和 5 年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算額につきましては、歳入総額 54 億 6,941 万 3,507 円、歳出総額 52 億 1,719 万 3,393 円、歳入歳出差引残額 2 億 5,222 万 114 円でございます。また、歳入歳出差引残額のうち、2 億 4,471 万 9,114 円につきましては、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、基金への積立てを行っております。次ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項別明細書等につきましては、11 月 28 日、木曜日の決算勉強会にて、事前に、ご説明申し上げているとおりでございますので、説明を省略させていただきます。以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認のほど、よろしく、お願いいたします。

**議長** 続きまして、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

**監査委員** はい、議長。

**議長** 近藤監査委員。

**監査委員** 監査委員の近藤でございます。令和 5 年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の審査につきまして意見を申し述べさせていただきます。

審査に付されました令和 5 年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書。同じく事項別明細書、実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書につきましては、それぞれ地方自治法施行令第 166 条、同法施行規則第 16 条に準拠して調整され、関係書帳簿、証拠書類と係数は符合し、いずれも適正に表示されているものと認めました。以上でございます。

**議長** 提案理由の説明が終わりました。これより、提出議案について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第 5、議案第 9 号「令和 5 年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は原案のとおり認定いたしました。

日程第 6、議案第 10 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。これより、提案理由の説明を求めます。

**松野事務局長** はい、議長。

**議長** 松野事務局長。

**松野事務局長** 提案理由のご説明を申し上げます。議案書の 55 ページをお願いいたします。

日程第 6、議案第 10 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」で ございます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。令和 6 年 12 月 20 日提出、有明広域行政事務組合代表理事浅田敏彦。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表、第 2 第 3 条第 10 号に関する事務の項中、「山鹿市、菊池市」を「菊池市」に改める。

附則といたしまして、この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、また、経過措置として、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第 2 の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により、災害を受けた者に係る交通事故災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により、災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による、というものでございます。

提案理由でございますが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由である、というものでございます。以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認のほど、よろしく、お願いいたします。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第 6、議案第 10 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決いたしました。

日程第 7、議案第 11 号「令和 6 年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。これより、提案理由の説明を求めます。

**松野事務局長** はい、議長。

**議長** 松野事務局長。

**松野事務局長** 提案理由のご説明を申し上げます。議案書の 56 ページをお願いいたします。議案第 11 号、令和 6 年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

令和6年度有明広域行政事務組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,248万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,981万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月20日提出、有明広域行政事務組合代表理事浅田敏彦。

補正の主な内容でございますが、令和6年度基準財政需要額の確定に伴う消防費負担金の補正、及び衛生・清掃施設建設事業に伴う、交付税の確定による、設置市町負担金の補正でございます。

また、和 water 菊水分署庁舎建設事業造成工事の事業スケジュールの変更に伴い、令和6年度当初予算額の減額、及び債務負担行為の追加補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

議案書の57ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。先ず、歳入でございます。

1款 分担金及び負担金 1項 負担金でございます。

負担金総額の増減はございませんが、消防費負担金において、令和6年度基準財政需要額の確定に伴う、補正でございます。

次に2項 設置市町負担金でございます。

補正前の額1億2,100万円に83万2千円を追加し、予算現計を1億2,183万2千円といたすものでございます。これは、衛生及び清掃施設建設事業に係る起債償還に伴う、交付税の確定によるものでございます。

次に、7款 繰入金でございます。

補正前の額2億7,572万1千円から411万2千円を減額し、予算現計を2億7,160万9千円といたすものでございます。

内訳でございますが、和 water 菊水分署庁舎建設事業造成工事の事業スケジュールの変更に伴い、特定目的基金から980万円を減額いたしております。その他、児童手当法の改正、及び衛生・清掃施設建設事業に伴う、設置市町負担金の確定により、財政調整基金から568万8千円を繰り入れるものでございます。

次に、10款 組合債でございます。

補正前の額17億1,750万円から2,920万円を減額し、予算現計を16億8,830万円といたす

ものでございます。

内訳でございますが、和水平水分局庁舎建設事業造成工事の、事業スケジュールの変更による減額でございます。

歳入については、以上でございます。

続きまして、歳出予算について、ご説明申し上げます。

議案書の 64 ページをお願いいたします。

4 款 衛生費 3 項 清掃費 5 目 1 市 3 町清掃施設建設費でございます。

補正前の額 17 億 9,370 万 1 千円に 288 万 2 千円を追加し、予算現計を 17 億 9,658 万 3 千円といたすものでございます。

内訳でございますが、施設建設事業の起債償還に係る交付税の確定に伴う、設置市町負担金の増額分を、クリーンパークファイブ施設整備基金への積立金として、24 節積立金に 288 万 2 千円を充当いたすものでございます。

次に、7 目 玉名市玉東町清掃施設建設費でございます。

補正前の額 590 万円から 20 万円を減額し、予算現計を 570 万円といたすものでございます。

内訳でございますが、東部環境センター周辺道路工事負担金の確定に伴い、18 節負担金、補助及び交付金から 20 万円を減額するものでございます。

次に、5 款 消防費 1 項 消防費 1 目 常備消防費でございます。

補正前の額 20 億 2,161 万 2 千円に 436 万 5 千円を追加し、予算現計を 20 億 2,597 万 7 千円といたすものでございます。

内訳でございますが、令和 6 年 10 月からの児童手当法制度改正に伴い、3 節職員手当等へ 436 万 5 千円をお願いするものでございます。

次に、3 目 庁舎建設費でございます。

補正前の額 6 億 1,501 万 5 千円から 3,900 万円を減額し、予算現計を 5 億 7,601 万 5 千円といたすものでございます。

内訳でございますが、和水平水分局庁舎建設事業造成工事の事業スケジュール変更に伴い、14 節工事請負費から 3,900 万円を減額するものでございます。

次に、6 款 公債費 1 項 公債費でございます。

補正前の額 4,152 万 1 千円から 52 万 7 千円を減額し、予算現計を 4,099 万 4 千円といたすものでございます。

クリーンパークファイブ及び東部環境センターの起債償還利子の利率の確定に伴い、22 節償還金、利子及び割引料から 52 万 7 千円の減額をいたしております。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、戻って頂きまして、議案書の 59 ページをお願いいたします。

第 2 表 債務負担行為補正でございます。

まず、追加事項といたしまして、3 件計上いたしております。

1 件目といたしましては、事項が「消防庁舎清掃業務委託」、期間は、令和 7 年度から令和

9年度、限度額 453 万円でございます。内容といたしましては、令和 7 年 4 月からの消防庁舎清掃業務委託料でございます。

2 件目といたしましては、事項が「消防図面管理システム一式リース料」、期間は、令和 7 年度から令和 11 年度、限度額 1,267 万 2 千円でございます。

内容といたしましては、令和 7 年 4 月からの消防図面管理システム一式更新リース料でございます。

3 件目といたしましては、事項が「和水菊水分署庁舎建設事業造成工事」、期間は、令和 7 年度、限度額 3,900 万円でございます。

内容といたしましては、和水菊水分署庁舎建設事業造成工事の事業スケジュールの変更に伴い、令和 6 年度当初予算計上分を減額し、債務負担行為に、新規に計上いたすものでございます。

次に、廃止事項といたしまして 2 件計上いたしております。

先ず、1 件目といたしましては、事項が「介護認定支援システム保守委託料」、期間は、令和 7 年度、限度額 75 万 9 千円、2 件目といたしましては、事項が「介護認定支援システム機器等賃貸借（再リース）」、期間は、令和 7 年度、限度額 20 万 1 千円でございます。

この 2 件の内容といたしましては、国が示す基幹業務システムの統一・標準化に伴い、現在、介護認定支援システム整備事業を進めておりますが、当初令和 7 年度まで移行期間を予定しておりましたが、事業スケジュールの確定に伴い、今年度内で終了する見通しになりましたので、今回、廃止するものでございます。

次に、変更事項といたしましては、9 月 4 日の定例会におきまして、議決をいただいております「クリーンパークファイブ電気設備等取替修繕」の事業費の確定に伴い、補正前の限度額 2 億 2,979 万円を補正後の限度額 2 億 1,780 万円にいたすものでございます。

議案書の 60 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債補正でございます。

起債の目的といたしまして、「消防施設整備事業」の和水菊水分署庁舎建設事業造成工事の事業スケジュールの変更により、補正前の限度額 5 億 9,430 万円を補正後の限度額 5 億 6,510 万円にいたすものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認の程、よろしくお願い申し上げます。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第7、議案第11号「令和6年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8「審査事項の付託について」を議題といたします。議会運営委員会から、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、令和6年、第4回有明広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午前11時30分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

松井 一也

有明広域行政事務組合議会署名議員

木村 誠一

有明広域行政事務組合議会署名議員

西田 恵介